

当金庫の預金商品の概要 [定期積金]

令和元年5月7日現在

| | |
|---|---|
| 1. 商品名 (愛称) | ・定期積金 スーパー積金 |
| 2. 販売対象 | ・法人及び個人の方 |
| 3. 期間 | ・6か月以上5年以下(1か月きざみで選べます。) |
| 4. 払込 (1) 払込方法 (2) 払込金額 (3) 払込単位 | ・契約期間内で定期にわたり掛金の払込みができます。 ・1回当たり1,000円以上 ・1円単位 |
| 5. 払戻方法 | ・満期日以後に一括して給付契約金を支払います。 |
| 6. 利息 (給付補てん金) (1) 適用利率 (利率表示場所) (2) 利払方法 (3) 計算方法 | ・固定金利 ・契約時の店頭表示の利回りを満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して支払います ・給付補てん金は、契約期間中の利息に相当するものとして、1回の掛込額に適用利回り及び月積数(6か月の場合は1+2+…+6=21)を乗じ、年月数(12)で除して計算します。 |
| 7. 税金 | ・利息(給付補てん金)には税率20%(国税:15%、地方税:5%)の税金がかかります。個人は分離課税、法人は総合課税となります。 ・なお、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%(国税:15.315%、地方税:5%)の税金がかかります。 ・マル優の取扱いはできません。 |
| 8. 手数料 | _____ |
| 9. 付加できる 特約事項 | ・普通預金等からの自動振替による受入ができます。 ・通帳式の場合は、ATMで2回目以降の掛込受入ができます。 |
| 10. 中途解約時の 取扱い | ・満期日前に解約する場合は、次の①、②の期限前解約利率により利息相当額を計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。 ① 初回払込日から解約日までの期間が1年未満の場合 解約日における普通預金利率。 ② 初回払込日から解約日までの期間が1年以上の場合 約定年利回り×60% ただし、解約日における普通預金利率を下限とします。 |
| 11. 金利情報の 入手方法 | ・金利(年利回り)は店頭にて備え付けの金利表示ボード又は窓口へご照会ください。 |
| 12. 苦情処理措置・ 紛争解決措置 | ・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又は本部お客様相談室(9時～17時、電話:011-241-1661)にお申し出ください。また、北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)でも苦情等のお申し出を受け付けております。 ・紛争解決措置 札幌弁護士会(電話:011-251-7730)、東京弁護士会(電話:03-3581-0031)・第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)・第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)(以下「東京三弁護士会」という)が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記本部お客様相談室又は北海道地区しんきん相談所(9時～17時、電話:011-221-3273)、全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。 なお、上記の東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、(1)お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、(2)当該地域の弁護士会に紛争を移管し解決する方法(移管調停)もあります。詳しくは、上記本部お客様相談室若しくは東京三弁護士会、全国しんきん相談所へお問い合わせください。 |
| 13. その他参考と なる事項 | ・払込みが遅延した場合は、満期日を遅延期間に相当する期間繰延べるか、又は、当初契約時の店頭表示の利回り(年365日の日割計算)の割合による遅延損害金をいただきます。 ・満期日以後の利息は解約日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元本1,000万円までとその給付補てん金が保護の対象となります(当金庫に複数の口座がある場合には、これらの預金元本を合計して1,000万円までとその利息が保護されます)。 |